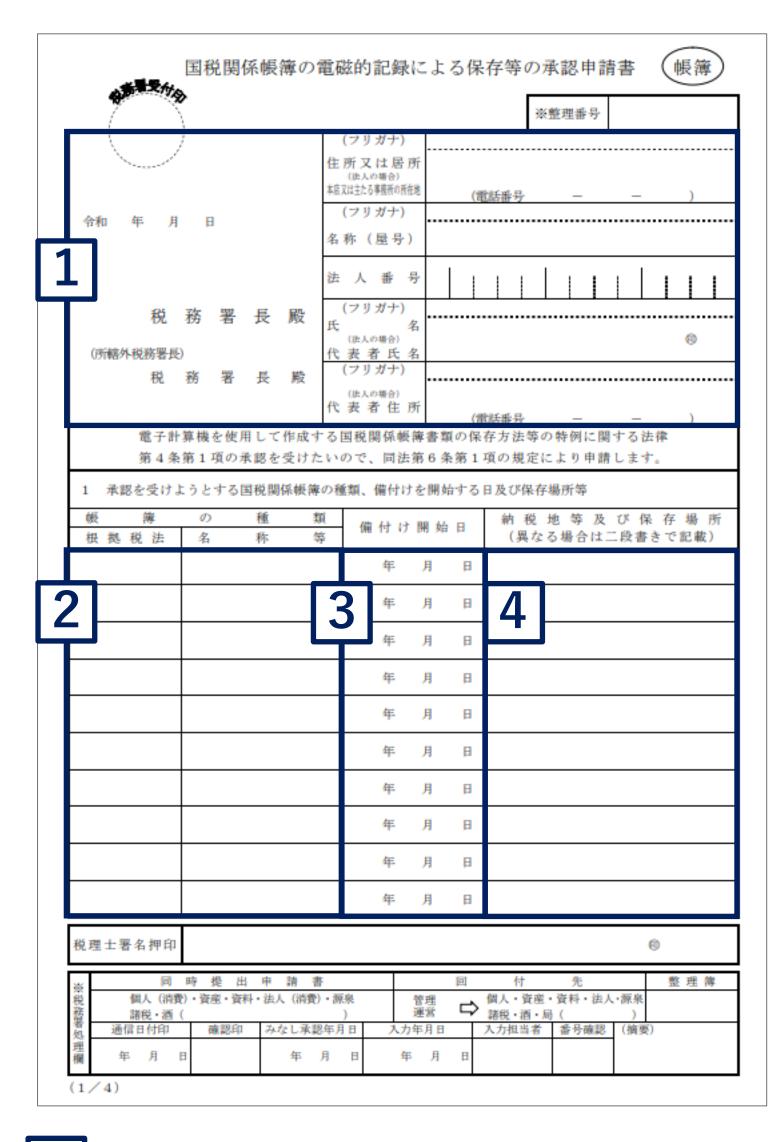
キーパー財務の電子帳簿承認申請書 記入例(1/4)



1

申請日、所轄税務署名、本店 等所在地・電話番号、名称 (屋号)、法人番号、代表者 氏名(押印)、住所・電話番 号をご記入ください。

※個人事業主の場合は、法人番号、代表者住所・電話番号は不要です。

2

以下のようにご記入ください。 ※個人事業主の場合は、法人 税法ではなく所得税法と記載 してください。

帳簿の種類						
根拠税法	名称等					
法人税法 消費税法	仕訳帳					
法人税法 消費税法	総勘定元帳					

3

備付け開始日を原則として課税期間の初日をご記入ください。

※帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署へ提出する必要があります。

※個人事業主の場合、令和2年分に限り令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

4

帳簿に掛る納税地及び保存媒体の保存場所(電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、速やかに出力できる場所)をご記入ください。

キーパー財務の電子帳簿承認申請書 記入例(2/4)

2 承認を受		Т								設		垣	ŀ
区	分	メー	- カー	名	模	種	名	台	数		運用の場合は	-	*
パソコン・ブリンタ	サーバー								Ti I				
その他()	ļ						ļ					
パソコン・ブ リンタ	· サーバー								Ē				
その他()	ļ						ļ					
·・・フ・フ・リンタ	· サーバー								Ē				
1 ()	ļ						ļ	4				
コン・ブリンタ	• サーバー								p				
その他 (パソコン・ブ リンタ)	 						ļ	4				
ハフコン・フ リンテ その他 (. 9-7												
	,,,,,,,			M			to Dec.						
3 承認を受	けようと												
区 (プログラム(分 の内容)		市 販 - カーネ		回り				ログラ 者 名		①の場②の場	合はメ· 合は j	
州光・女氏			N - 4	4	(e)	4H 4	F'	DT 19	18 1	4	W +> 00	- LI (#/)	1 11 11
)	<u> </u>											
開発・委託	男光・市阪												
()	ļ											
自己開発・委託し	月光・市販												
自己開発・委託	リロック 日本 ・ 市 版	 											
()												
自己開発・委託	例 発・ 市 版	†											
()												
4 所轄外税	務署長を総	隆由 して	提出す	る理由	(法第	6条9	第6項∅)規定	を適	用しよ	うとする	場合)	
5 業務の開	始の日又に 第1項たた							ては新	たに	と立され	れた法人	が提出拠	朝限の物
Charles and State	年				,		, 4, 4,						
	-			Hb Sale 1	の運を	1九四	ナル 団:	65 RB /s	(編集	の新州	防ゴビエバ)年月口	(=0
6 助りぶみ A	の居出事	を提出1	V 14										
6 取りやめ に係る国税				的配質	KI-7-2								
	関係帳簿	について 承認を受	、電磁けよう	とする	場合)	_	ALC: ALC:	te at	- 16	- skel	日山	中の相	ula
に係る国税	関係帳簿	について 承認を受 対	、電磁けよう	とする		た	帳箱) 種	類等		書の提書の受	44
に係る国税 された後に 区 取りやめ	関係帳簿(、再び、市 分 届出	について 承認を受 対	、電磁けよう。象 と	とする	場合)	た) 種				理
に係る国税 された後に 区 取りやめ 取消し	関係帳簿に 、再び、対 分 届出 通知	について 承認を受 対	、電磁けよう。象 と	とする	場合)	た) <u>1</u>			書の受	44
に係る国税 された後に 区 取りやめ	関係帳簿に の再び、対 分 届知 届出	について 承認を受 対	、電磁けよう。象 と	とする	場合)	た) 1			書の受	理

6

以下のようにご記入ください。

【区分】

- · 「市販」を○で囲む。
- 括弧には「会計システム」と記入。

【メーカー名】 株式会社シスプラ

【商品名等】 キーパー財務

【メーカー住所】 群馬県高崎市問屋町3-10-3 問屋町センター第2ビル

5

以下のようにご記入ください。

区分	メーカー名	機種名	台数	設置場所
パ ソコン・プ リンタ・サーバー その他 ()	例:NEC、富士通、 東芝、DELL、など	該当機種名	PC台数	設置している住所
パ ソコン プ リンタ・サーバー その他 ()	例:リコー、シャープ、Canon、 富士ゼロックス、など	該当機種名	1	同上

キーパー財務の電子帳簿承認申請書 記入例(3/4)

(1) 訂正又は制除の事実及び内容の確認に関する措置(第3条第1項第1号へ関係) データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対性限(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。 上記以外の方法による。 「ただし、入力目から() 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部 規修でこの旨を定める)。 (2) 追加入力した事実の確認に関する措置(第3条第1項第1号中関係) スカデータに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 人力データに関々のデータを特定することができる情報() 一連番号、口伝票番号、口その他 ())を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 上記以外の方法による。 「国校関係整務間の配録事項の関連性の確認に関する措置(第3条第1項第2号関係) (4) システムを使用する。 上記以外の方法による。 「自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む)・・・①、②、③、④ ・		打正又は削除の			うとする措置			
□ データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対 出版以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部 技能等でこの旨を定める)。 ② 迫加入力した事実の確認に関する措置(第3条第1項第1号ロ関係) □ 入力データに入り年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 □ 入力データに個々のデータを特定することができる情報 (一連番号、□伝票番号、□その他 ()) を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 全確設することができる。 □ 上記以外の方法による。 □ 自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む)…①、②、③、④ □ システムの機等を開発の関連性の確認に関する場合にプログラムを含む)…①、②、③、④ □ システムの機等に際して作成した書類 ② システムの機等に関する事務手続を明らかにした書類 ② システムの機等に関する事務手続を明らかにした書類 ③ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 ③ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 ③ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 ② ボステムの機でプリシタの機で付け並びに出力に関する智能(第3条第1項第4号関係) 電磁的記録の偏付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを編え付けて、電磁的記録をディスプレイの両面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。□ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。	_		接に訂正し又は					録されるシステ
※ 該当する場合のみ配載してください。		データを直接 対仕訳(当初:	接に訂正し又は データの特定に					は、いわゆる反
□ ただし、入力日から () 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部 規格等でこの旨を定める)。 ② 迫加入力した事実の確認に関する措置 (第3条第1項第1号中関係) □ 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。 □ 入力データに個々のデータを特定することができる情報 () 一連番号、□伝票番号、□その他 () システムを使用する。 □ 上記以外の方法による。 □ 日己が開発したブログラムを使用する場合 (委託開発したブログラムを含む) …①、②、③、④ ① システムの関係に際して作成した書類 ② システムの関発に際して作成した書類 ② システムの開発に関する事務手続を明らかにした書類 ② システムの開発に関する事務手続を明らかにした書類 ③ カステムの機作説明書 ④ 電子計算機処理を他の者に委託する場合にはての委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の偏付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 「第4 計算機処理を他の者に委託する場合にはての委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の偏付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 「 でスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録の偏付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 」上記以外の方法による。			NAICA DO					J
□ 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 □ 入力データに個々のデータを特定することができる情報(①一連番号、□伝票番号、□その他(コ ただし、フ	入力日から〔) 日間に	限っては、訂正	又は削除の事実	及び内容を列	きさない (内部
□ 入力データに個々のデータを特定することができる情報 (□一連番号、□伝票番号、□その他 ())を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 □ 上記以外の方法による。 □ 1 上記以外のプログラムを使用する場合 (委託開発したプログラムを含む) …①、②、③、④ □ システムの概要を記載した書類 ② システムの概要を記載した書類 ③ システムの概要を記載した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理と他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等)並びに電融的記録の偏付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 「 でスプレイ及びプリンタを偏く付け並びに出力に関する措置 (第3条第1項第4号関係) 電磁的記録の偏付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを偏く付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 □ 上記以外の方法による。		入力データ	に入力年月日の)情報を自動的(し又は削除す	することができ
(3) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置(第3条第1項第2号関係) (2) 一連番号、□伝票番号、□その他(入力データ (システムを使	に個々のデータ) 用する。	を特定すること				
□ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ 上記以外の方法による。 □ (4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号関係)次の区分に応じて、①~④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。□ 自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む)…①、②、③、④ 上記以外のプログラム(市販のプログラム)を使用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٦		MAKAU)
□ 上記以外の方法による。 (4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号関係) 次の区分に応じて、①~④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。 □ 自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む)…①、②、③、④ □ システムの概要を記載した書類 ② システムの概要を記載した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理に関する事務手統を明らかにした書類(電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 (5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第3条第1項第4号関係) ② 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 □ 上記以外の方法による。		[二一連番	号、口伝票番号					長簿間の関連性
次の区分に応じて、①~④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。	1 _							٦
次の区分に応じて、①~④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。	(4)	システム関係:	非智及び事務 手	- 続関係書類の何	昔付けに関する措	置 (第3条第1	項第3号間4	§)
その委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の偏付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 (5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第3条第1項第4号関係) 「電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 上記以外の方法による。 (6) 検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号関係)		上記以外の システムの システムの	プログラム (i 概要を記載し 開発に際して(市販のプログラ た書類				
② 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及び プリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態 で出力することができる。 □ 上記以外の方法による。 [6] 検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号関係)				n 数王結ち用点	かに1 た 車帽 (領	子針質燥処理な	仙の老に香	紅寸ス組合には
	4	電子計算機 その委託に係	処理に関する る契約書等)	並びに電磁的記	録の備付け及び保	存に関する事務	手続を明ら	かにした書類
A could be be selected as a literature of the selected and the selected as a selected	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリンタの の備付け及び保 え付けて、電磁 とができる。	並びに電磁的記 ○備付け並びには ※存をする場所に	録の備付け及び係 出力に関する措置 こ出力のための電	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ	かにした書類
 □ 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。 検索の条件として設定することができる記録項目 主 な 帳 簿 名 	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備っ で出力すること 上記以外の	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリンタの の備付け及び保 え付けて、電磁 とができる。 方法による。	並びに電磁的記 の備付け並びには 発存をする場所は 的記録をディス	録の偏付け及び係 出力に関する措置 こ出力のための電 スプレイの画面及	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ	かにした書類
	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備っ で出力すること 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリンタの の備付けて、電磁 た付けできる。 方法による。 保に関す者常の 保証 保証を検索の外	並びに電磁的記 の備付け並びには 発存をする場所は 的記録をディス と(第3条第1項 条件として設定・	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 スプレイの画面及 「第5号関係」 することができる	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態
<u> </u>	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ。 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリングの 付けて、る。 を情けでによる。 保に関す検索の は、 と方法による。 保に関すを なって に関する。 と方法による。	並びに電磁的記 の備付け並びには 様存をする場所に は存をする場所に は存むなをディン との記録をディン との記録をディン との記録をディン との記録をディン との記録をディン	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 に出力のの画面及 「第5号関係」 することができる きる記録項目	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ: び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ	かにした書類
	(5) (5) (6) (6) (7)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ。 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリングの 付けて、る。 を がおいたがでいる。 と方法に関する と方法に関する と方法に関する との に に に に に に に に に に に に に に に に に に	並びに電磁的記 の備付け並びには 存をする場所に は存をするができる。 は、第3条第1項 を件として設定することができる。 □取引金額	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 に出力のの画面及 「第5号関係」 することができる きる記録項目	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態
	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ。 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリングの 付けて、る。 を がおいたがでいる。 と方法に関する と方法に関する と方法に関する との に に に に に に に に に に に に に に に に に に	並びに電磁的記 の備付け並びには 保存をするをディス と (第3条第1項 条件として設定 することができ 口取引金額 口	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 に出力のの画面及 「第5号関係」 することができる きる記録項目	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態
	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ。 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリングの 付けて、る。 を がおいたがでいる。 と方法に関する と方法に関する と方法に関する との に に に に に に に に に に に に に に に に に に	並びに電磁的記 の備付け並びには 保存をするをディス と (第3条第1項 条件として設定 することができ 口取引金額 口	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 に出力のの画面及 「第5号関係」 することができる きる記録項目	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態
	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ。 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリングの 付けて、る。 を がおいたがでいる。 と方法に関する と方法に関する と方法に関する との に に に に に に に に に に に に に に に に に に	並びに電磁的記 の備付け並びには 保存をするをディス と (第3条第1項 条件として設定 することができ 口取引金額 口	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 に出力のの画面及 「第5号関係」 することができる きる記録項目	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態
□ 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。□ 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。	(5)	電子計算機 その委託に係 ディスプレイ) 電磁的記録の プリンタを備 で出力するこ。 上記以外の 食素機能の確保 主要な記録	処理に関する。 る契約書等)。 及びプリングの 付けて、る。 を がおいたがでいる。 と方法に関する と方法に関する と方法に関する との に に に に に に に に に に に に に に に に に に	並びに電磁的記 の備付け並びには 保存をするをディス と (第3条第1項 条件として設定 することができ 口取引金額 口	録の備付け及び係 出力に関する措置 に出力のための面 に出力のの画面及 「第5号関係」 することができる きる記録項目	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態
	1 6 2	電子計算機 その委託にイアの表記というでは、一定の対象を備 では、一定の対象をのでは、一定の対象をのでは、一定の対象を使 ののでは、一定の対象を表して、一定のでは、一定のでは、一定のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	処理に関する。 処理に関するのでは、 の変がではいてきます。 及のでは、では、 ので	並びに電磁的記 の備付け並びには を存むをディン は、その範囲を持ている。 は、その範囲を持ている。	録の備付け及び係出力に関する措置電とは出力のの画面を 可第5号関係) することが可目 ロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ	存に関する事務 (第3条第1項 子計算機、プロ び書面に、整然。 主 な	手続を明ら 第4号関係) グラム、ディ とした形式及 帳 簿	かにした書類 スプレイ及び び明瞭な状態

7

1つ目の項目にチェックを付けてください。

8

2つ目の項目にチェックを付け、「一連番号」にチェックを付けてください。

9

1つ目の項目にチェックを付け、「一連番号」にチェックを付けてください。

10

2つ目の項目にチェックを付けてください。

11

1つ目の項目にチェックを付 けてください。

12

全ての項目にチェックを付けてください。記録項目については以下のようにご記入ください。

検索の条例	牛として設定す	ることができる	記録項目	主な帳簿名
☑取引年月日	☑勘定科目	☑取引金額	☑摘要	
☑証憑番号	☑入力担当者	☑入力日	☑課税区分	- 仕訳帳、総勘定元帳
☑税率	☑部門名	☑取引先名	☑仕訳番号	

キーパー財務の電子帳簿承認申請書 記入例(4/4)

8 その他参考となる事項

13

・この申請に係る担当部署:○○部△△課 電話番号 XX-XXXX-XXXX **13**

左記のようにご記入ください。

14

様 電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販のプログラムを使用する場合は不要) 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託 している場合には、その委託に係る契約書の写し等) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類(操作マニュアル等)

(4/4)

14

2 に○を付けてください。 ※添付書類として事務手続概要に関す る書類が必要です。